

## 東京福祉大学大学院 通信教育課程における教育課程及び履修方法に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、「東京福祉大学大学院 通信教育課程に関する規程」(以下、「通信教育規程」という。)第5条第3項に基づき、教育課程の編成・実施・評価についての取り扱いの原則について定めるとともに、履修方法、経過措置等通信教育規程の授業科目及び単位数を定める別表(以下、「通信教育規程別表」という。)に表される事柄についての留意事項、配慮事項について定めることを目的とする。

### (授業科目の設定)

第2条 通信教育規程第5条第3項に定める授業科目の設定は、通信教育規程第4条の2に基づき、教育研究評議会の審議を経て、学長が理事会の審議に付し、理事長がこれを行い、通信教育規程別表に記載するものとする。

### (授業科目の改廃・名称変更・新設)

第3条 授業科目の改廃・名称変更・新設は、教育課程の評価、社会の動向、法令等の変更、大学院教育に関する国の政策の変化、研究科課題の変化及び院生の実態等を考慮し、通信教育規程第4条の2に従いこれを行う。

2 授業科目の改廃・名称変更・新設については、第2条を準用する。

### (通信教育規程別表)

第4条 通信教育規程別表は、各研究科、専攻の入学年次ごとに作成し、原則として修了までの履修科目についての一覧とし、科目の改廃・名称変更・新設がない限り、その一覧を修了年度まで使用するものとする。

2 授業科目の改廃・名称変更・新設があった場合は、前授業科目との関連や履修方法について、履修に支障が生じないように枠外に改訂の要点を示すとともに、次年度から変更した通信教育規程別表を作成し、配布するものとする。

### (授業科目の改廃後の取扱い)

第5条 より望ましい教育課程を目指して、従前の授業科目を廃止して新たな授業科目へ移行した場合、次の取り扱いとする。

- (1) すでに履修した授業科目は、卒業に必要な単位数として認定する。
- (2) 未履修に終わった授業科目が、次年度には廃止され、新たな授業科目として開設された場合、新たな授業科目の履修をもって卒業単位と認定する。
- (3) 履修登録された必修科目については、科目廃止後も引き続き、履修計画に基づいて履修することを可能とする。
- (4) 改廃の理由、経過措置等を本規程の別表に記す。

### (変更に伴う周知)

第6条 通信教育規程及び通信教育規程別表の変更が生じた場合、教職員に周知するとともに、院生にはオリエンテーション又は大学院要覧及び郵送等を通じて周知しなければならない。ま

た、ホームページ等に掲載し、本大学院の姿勢を明らかにしなければならない。

(履修方法)

第7条 授業科目の開設は、研究科別、年次ごとに示す通信教育規程別表に従って行う。

2 院生は通信教育規程別表に従って履修計画を策定するものとする。ただし、再履修は、その限りではない。

(事務)

第8条 教育課程及び履修方法に関する事務は、大学・短大事務局通信教育課において処理する。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、教育研究評議会の審議を経て、学長が理事会の審議に付し、理事長がこれを行うものとする。

(附則)

この細則は、平成28年5月26日から施行する。

(附則)

この細則は、平成28年10月1日から施行する。

(附則)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

1. 平成26年4月1日の通信教育課程に関する規程改定によって廃止・新設・変更される科目に関する平成25年度以前入学生への経過措置は下記のとおりとする。

新設科目と学年配当	変更の趣旨・経過措置
名称変更科目と学年配当	変更の趣旨・経過措置
財務会計特論（1・2年）	旧科目名：福祉財務会計特論

社会福祉学研究科 社会福祉学専攻（博士課程前期）

管理会計特論（1・2年） 経営財務特論（1・2年） 医療経済特論（1・2年） 非営利企業特論（1・2年）	科目の充実のため、平成26年度新設。 平成25年度以前入学の在学生の履修も認めることとし、修得した単位は修了要件単位に充当する。
---	---

2. 平成28年4月1日の通信教育課程に関する規程改定によって廃止・新設・変更される科目に関する平成27年度以前入学生への経過措置は下記のとおりとする。

社会福祉学研究科 社会福祉学専攻（博士課程前期）

新設科目と学年配当	変更の趣旨・経過措置
老年・小児医学特論（1・2年） 福祉リスクマネジメント特論（1・2年）	科目の充実のため、平成28年度新設。 平成27年度以前の在学生の履修も認めることとし、修得した単位は修了要件単位に充当する。

社会福祉学研究科 児童学専攻（修士課程）

新設科目と学年配当	変更の趣旨・経過措置
小児リスクマネジメント特論（1年） 小児医学特論（1年） 表現文化実践特論（1年） 表現文化実践演習（2年） 障害児保育特論（1年） カウンセリング特論（1年）	科目の充実のため、平成28年度新設。 平成27年度以前の在学生の履修も認めることとし、修得した単位は修了要件単位に充当する。

廃止科目	代替科目	変更の趣旨・経過措置
表現文化実践演習Ⅰ（言葉） 表現文化実践演習Ⅱ（音楽） 特別ニーズ児童学特論 特別ニーズ児童学臨床心理特論	表現文化実践特論 表現文化実践演習 障害児保育特論 カウンセリング特論	カリキュラム変更のため平成28年度入学生から科目廃止。 平成27年度以前入学の在学生は、代替科目の履修により、修了要件単位に充当する。

3. 平成29年4月1日の学則改定によって新設される科目に関する平成28年度以前入学生への経過措置は下記のとおりとする。

心理学研究科 臨床心理学専攻（博士課程前期）

新設科目と学年配当	変更の趣旨・経過措置
犯罪心理学特論（1・2年）	科目の充実のため、平成29年度新設。 平成28年度以前入学の在学生の履修も認めることとし、修得した単位は修了要件単位に充当する。

社会福祉学研究科 社会福祉学専攻（博士課程前期）

新設科目と学年配当	変更の趣旨・経過措置
経営福祉研究法特論（1・2年）	科目の充実のため、平成29年度新設。 平成28年度以前入学の在学生の履修も認めることとし、修得した単位は修了要件単位に充当する。

4. 平成30年4月1日の学則改定によって廃止・新設・変更される科目に関する平成29年度以前入学生への経過措置は下記のとおりとする。

(1) 社会福祉学専攻 (博士課程前期)

止科目	変更の趣旨・経過措置
精神保健福祉援助技術総論特論 精神保健福祉援助技術各論特論 社会保障政策特論 精神保健学特論 情報処理特論 社会病理学特論 医療経済特論	カリキュラム変更のため平成30年度入学生から科目廃止。 平成30年度以降は、平成29年度以前入学の在学生在が希望する場合に限り開講する。

新設科目と学年配当	変更の趣旨・経過措置
専門演習ⅠA(社会福祉制度・政策理論研究)(1年) 専門演習ⅠB(援助技術・実践研究)(1年) 専門演習ⅠC(経営福祉関連研究)(1年) 専門演習ⅡA(社会福祉制度・政策理論研究)(2年) 専門演習ⅡB(援助技術・実践研究)(2年) 専門演習ⅡC(経営福祉関連研究)(2年) 精神保健福祉援助技術特論(1・2年)	科目の充実のため、平成30年度新設。 平成30年度入学生より実施する。

開講区分変更科目と学年配当	変更の趣旨・経過措置
社会福祉調査統計特論(1・2年) 社会福祉援助技術特論(1・2年) 社会福祉原理特論(1・2年) 社会福祉援助技術演習(2年) 精神保健福祉援助技術演習(2年) (旧精神保健福祉援助演習)	必修研究科目群から選択科目群へ開講区分を変更する。 平成30年度入学生より実施する。

単位数変更科目と学年配当	変更の趣旨・経過措置
社会福祉援助技術特論(1・2年) 社会福祉原理特論(1・2年) 精神保健福祉特論(1・2年) 社会福祉援助技術演習(1・2年) 精神保健福祉援助技術演習(1・2年) (旧精神保健福祉援助演習)	旧単位数4単位から新単位数2単位へ変更する。 平成30年度入学生より実施する。

名称変更科目と学年配当	変更の趣旨・経過措置
社会福祉研究方法特論(1・2年) 経営福祉研究方法特論(1・2年) 精神保健福祉援助技術演習(1・2年)	旧科目名：社会福祉研究法特論 旧科目名：経営福祉研究法特論 旧科目名：精神保健福祉援助演習 平成30年度入学生より実施する。但し、平成29年度以前入学の在在学生については、新名称の科目の履修をもって旧名称の科目を履修したものとみなし、修得した単位は修了要件単位に充当する。

選択科目群の区分変更	変更の趣旨・経過措置
新区分：「社会福祉制度・政策理論研究」「援助技術・実践研究」「経営福祉関連研究」	旧区分：「実践研究」「社会福祉原理・制度研究」「関連研究」「経営福祉関連研究」

	平成 30 年度入学生より実施する。
--	--------------------

(2) 心理学研究科 臨床心理学専攻 (博士課程前期)

廃止科目	変更の趣旨・経過措置
「臨床心理関係行政論」	カリキュラム変更のため平成 30 年度入学生から科目廃止。 平成 30 年度以降は、平成 29 年度以前入学の在学生在が希望する場合に限り開講する。

新設科目と学年配当	変更の趣旨・経過措置
「産業・労働心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)」 (1・2 年) 「心の健康教育に関する理論と実践」 (1・2 年) 「心理実践実習 I」 (1・2 年)	公認心理師養成のため、公認心理師法施行規則第二条に規定される科目の整備として平成 30 年度新設。 平成 30 年度入学生より実施する。

名称変更科目と学年配当	変更の趣旨・経過措置
「教育心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)」 (1・2 年) 「家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)」 (1・2 年) 「犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)」 (1・2 年) 「精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)」 (1・2 年) 「福祉心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)」 (1・2 年)	旧科目名: 「教育心理学特論」 旧科目名: 「家族心理学特論」 旧科目名: 「犯罪心理学特論」 旧科目名: 「精神医学特論」 旧科目名: 「障害者 (児) 心理学特論」 平成 30 年度入学生より実施する。但し、平成 29 年度以前入学の在在学生については、新名称の科目の履修をもって旧名称の科目を履修したものとみなし、修得した単位は修了要件単位に充当する。

単位分割および名称変更科目と学年配当	変更の趣旨・経過措置
臨床心理面接特論 I (心理支援に関する理論と実践) 必修 2 単位 (1・2 年) 臨床心理面接特論 II 必修 2 単位 (1・2 年) 臨床心理査定演習 I (心理的アセスメントに関する理論と実践) 必修 2 単位 (1・2 年) 臨床心理査定演習 II 必修 2 単位 (1・2 年) 臨床心理実習 I (心理実践実習 II) 必修 1 単位 (2 年) 臨床心理実習 II 必修 1 単位 (2 年)	旧科目名: 臨床心理面接特論必修・4 単位 旧科目名: 臨床心理査定演習必修 4 単位 旧科目名: 臨床心理実習必修 2 単位 平成 30 年度入学生より実施する。但し、平成 29 年度以前入学の在在学生については、新名称の科目の I と II 両方を履修することをもって旧名称の科目を履修したものとみなし、修得した単位は修了要件単位に充当する。

5. 平成31年4月1日の学則改定によって新設される科目に関する平成30年度以前入学生への経過措置は下記のとおりとする。

心理学研究科 臨床心理学専攻（博士課程前期）公認心理師コース

新設科目と学年配当	新設の趣旨・経過措置
「心理的アセスメントに関する理論と実践」 （1・2年） 「心理支援に関する理論と実践」（1・2年） 「心理実践実習Ⅱ」（2年） 「心理援助法特論」（1・2年） 「スクールカウンセリング特論」（1・2年） 「アートセラピー特論」（1・2年）	公認心理師コース開設にともなう科目充実のため新設する。 平成31年度入学生より実施する。
「心理支援総論特論」（2年）	公認心理師コース開設にともなう科目充実のため新設する。 平成31年度入学生より実施する。平成30年度以前入学の在学生の履修も認めこととし、修得した単位は修了要件単位へ充当する。

6. 令和2年4月1日の学則改定によって新設される科目に関する平成31年度以前入学生への経過措置は下記のとおりとする。

心理学研究科 臨床心理学専攻（博士課程前期）臨床心理コース

新設科目と学年配当	新設の趣旨・経過措置
「心理支援総論特論」（2年）	科目の充実のため、臨床心理コースにおいても開設する。令和2年度入学生より実施する。平成31年度の在学生の履修も認めることとし、修得した単位は修了要件単位へ充当する。

履修方法、科目区分の変更	変更の趣旨・経過措置
「臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）」 「臨床心理実習Ⅱ」	必修科目から選択科目に変更の上、科目区分を必修研究科目群から選択科目群（F群）へ変更する。 令和2年度入学生より適用する。